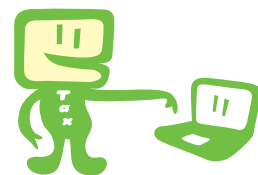


STEP 3

e-Taxソフトのインストール、暗証番号の変更及び電子証明書等の登録をしていただきます。



1. e-Taxソフトのインストール

税務署から送付されたCD-ROM (e-Taxソフト) をパソコンに挿入します。
画面に表示される説明に従って操作してください。

2. 暗証番号の変更

税務署から送付された通知書に記載されている暗証番号の変更を行ってください。

3. 電子証明書等の登録

e-Taxを利用する際に必要な次のいずれかの電子証明書を登録します。
なお、具体的な取得方法及び費用につきましては、各電子証明書の発行機関へお尋ねください。

- (1) 電子認証を取り扱う登記所の発行する電子証明書
- (2) 市区町村の発行する電子証明書
- (3) その他の電子証明書

利用可能な電子証明書の詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。

*電子証明書がICカードで発行される場合は、ICカードリーダーが必要となります。

「e-Tax」のご利用時間 平日 午前9時～午後9時

- *ご利用時間については、今後変更する場合がありますので事前にe-Taxホームページで確認してください。
- *申告・納税用のデータの作成は、e-Taxソフトを利用して24時間いつでも行うことができます。

もっと詳しい情報はe-Taxホームページへ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

e-Taxの最新情報やご利用にあたっての手續等について説明しています。

お問合せ・ご不明の点はヘルプデスクへ

^{e コクゼイ}
0570-015901 利用時間：平日 午前9時～午後5時

- *利用開始のための手續やe-Taxソフトに関するご質問にお答えします。
- *ご利用時間については、今後変更する場合がありますので事前にe-Taxホームページで確認してください。
- *全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。

e-Tax

オフィスでできる国税電子申告・納税システム



オフィスでできる国税電子申告・納税システム

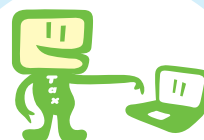
イータックス

法人の方へ

ご利用の手引き



気軽に便利で、イータックス。



オフィスのパソコンから、イータックス。



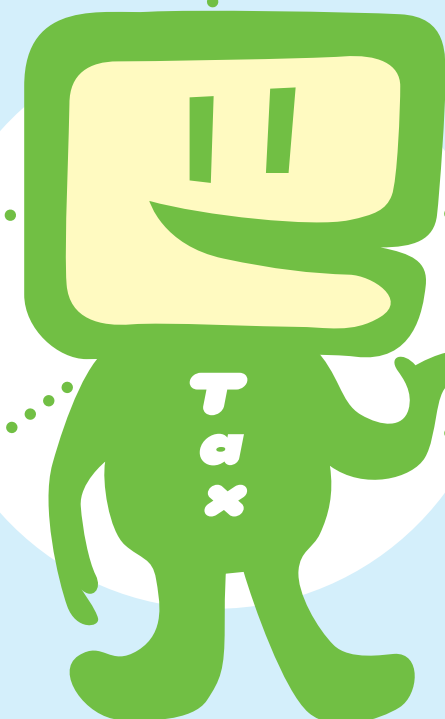
税務署に出かけなくても、イータックス。



初めての人にも、イータックス。



マイペースで、イータックス。



e-Tax



イータックスを使えば、こんなことが大変便利



1. 自宅やオフィスからインターネットを利用して申告ができます。所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告ができます。
2. ATMやインターネットバンキング等を利用して納税ができます。金融機関の窓口には並ばずにすべての税目の納税ができ、利用回数の多い手続には大変便利です。(特に源泉所得税の毎月納付分など。)
3. 申請・届出等ができます。青色申告の承認申請、納税地の異動届出、電子納税証明書の交付請求、法定調書の提出などがあります。

イータックスだからカンタン



- 1 e-Taxに対応した市販の財務会計ソフトを利用されている場合は、経理・決算処理、申告書の作成・提出、納税という一連の作業をパソコンで処理できます。
- 2 税理士や税理士法人などを通じてもe-Taxを利用することができます。

「e-Tax」をご利用いただく前に

STEP 1

開始届出書を税務署に提出してください。

※インターネットを利用して提出できます。

e-Taxのご利用に当たっては、開始届出書を事前に税務署へ提出していただきます。開始届出書は、e-Taxホームページの「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」からオンラインで提出できるほか、書面によることも可能です。(開始届出書は、税務署の窓口又は国税庁ホームページ(税務手続の案内)で入手することができます。)

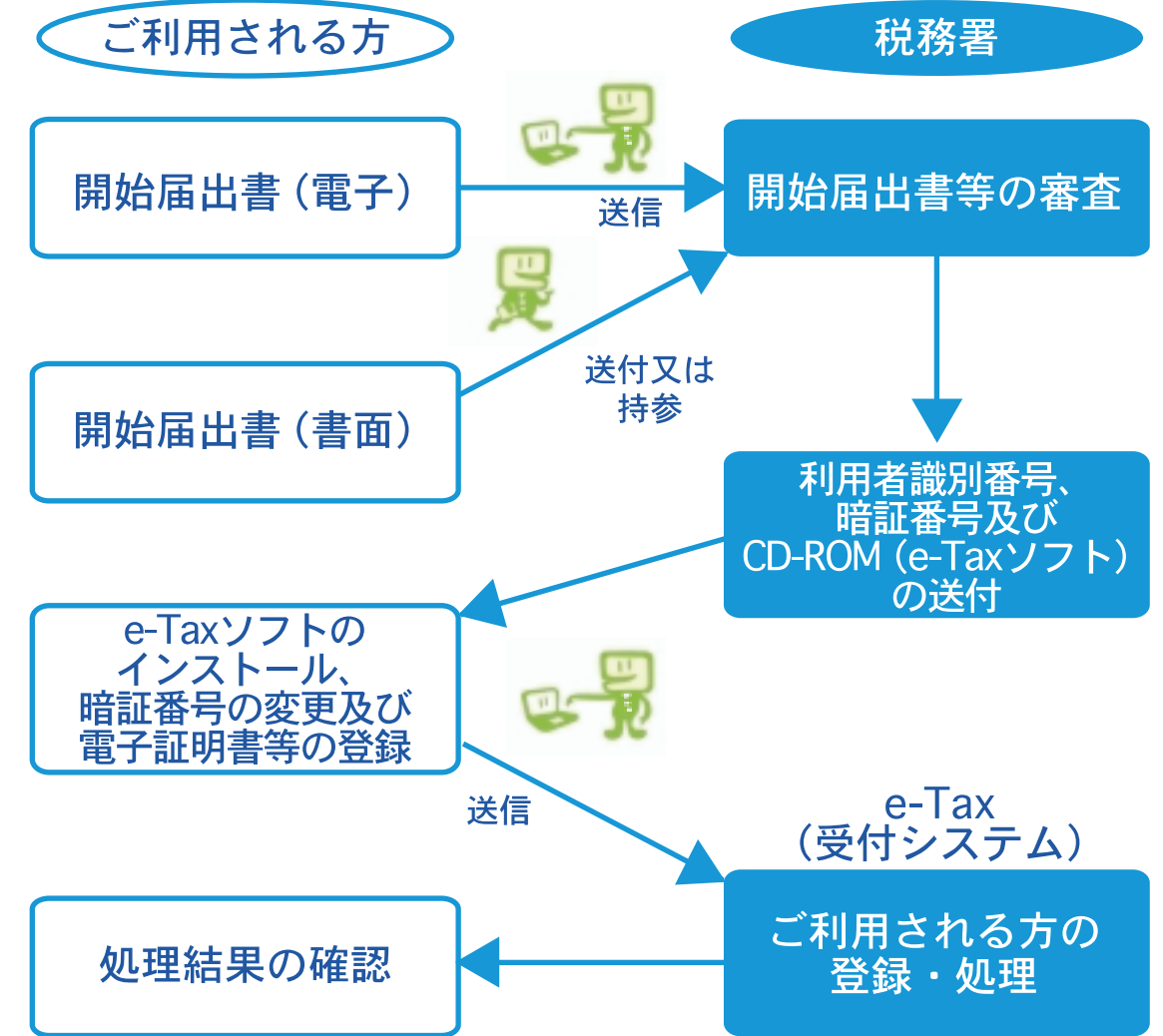
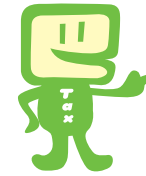
開始届出書を提出すれば、申告、納税及び申請・届出等のいずれの手続も行うことができます。その後、手続ごとに改めて、開始届出書を提出していただく必要はありません。

支店・営業所などがe-Taxをご利用される場合は、本店の開始届出書とは別に、支店・営業所などの開始届出書を提出していただく必要があります。

*国税庁ホームページアドレスは、<http://www.nta.go.jp>です。

e-Taxをご利用の際には、事前に電子証明書の取得が必要となります。e-Taxで利用可能な電子証明書については、e-Taxホームページをご覧ください。また、電子証明書がICカードで発行される場合は、ICカードリーダーが必要となります。なお、電子証明書の具体的な取得方法及び費用につきましては、各電子証明書の発行機関へお尋ねください。

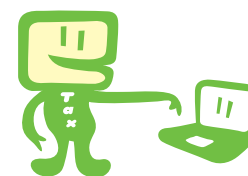
利用開始手続の流れ



STEP 2

税務署から利用者識別番号等の通知書とe-TaxソフトのCD-ROMが送付されます。

提出された開始届出書の内容を確認した後、税務署から次の書類等が送付されます。なお、送付時期については、開始届出書を提出いただいてから最長で1ヶ月程度を要する場合がありますので、利用開始を希望される時期以前に十分余裕をもって提出してください。



1. 利用者識別番号等の通知書

e-Taxを利用するために必要な利用者識別番号及び暗証番号を記載した通知書です。暗証番号の変更や電子証明書の登録期限についても記載しています。

2. e-Taxソフト(CD-ROM)

e-Taxソフトの入力画面は、ご利用される方の利便性・操作性を考慮し、申告書等と同様になっています。必要事項を入力することで簡単に申告・納税用のデータを作成することができます。

3. その他

「国税電子申告・納税システムの利用規約」、「e-Taxソフトのご利用に当たって」及び「国税の電子納税をご利用の方へ」等が同封されています。